

8 地方分権の推進について

(内閣府・総務省関係)

要望内容

- 1 地方分権改革における提案募集項目の実現
- 2 新たな大都市制度「特別市」の創設

(要 旨)

1 地方分権改革における提案募集項目の実現

人口減少・少子高齢化社会を迎え、住民のニーズがますます多様化・複雑化する中、地域住民の意向に沿った真の分権型社会を実現していくためには、住民に最も身近な基礎自治体が、国や県などの行政組織と緊密な連携を図りながら、住民の視点で実現可能な方策を模索し、地域に根ざした政策決定を行うことが重要であると考えています。

こうした中、地方分権改革に関し、国においては、平成26年5月から、地方の発意に根ざした新たな取組の推進を目的に、全国的な制度改正に係る提案を募集されています。

本市では、真の分権型社会の実現を目指すため、この提案募集を積極的に活用することとしており、本年度は「電子証明書に関する申請書等の保存期間の見直し」を求める提案など、9件の提案を提出しています。

つきましては、本市からの提案項目の実現に向け、格別の御配慮をお願いいたします。

2 新たな大都市制度「特別市」の創設

急速に進む人口減少や東京都への一極集中といった時代の危機を乗り越え、我が国が持続可能な社会と更なる成長を実現するためには、大都市が持つ豊富な地域資源を最大限に活用し、地域や圏域の状況に応じて、大都市が圏域の核となって基礎自治体間による水平連携の取組を強化し、圏域全体の活性化を促す必要があります。また、今後も地方自治体が行政サービスを安定的に提供し続けるためには、これまでの発想を転換し、長年にわたり変わらない都道府県と市町村による画一的な二層制からの脱却など、効率的かつ効果的な地方行政体制を確立することが必要です。

このため、指定都市が、その役割を最大限に果たすため、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、指定都市制度、特別区設置制度以外の新たな大都市制度である特別市を早期に法制化する必要があると考えています。

つきましては、第34次地方制度調査会において、「国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める」との諮問に基づき、大都市制度に関する具体的な議論も進められているところですが、今後、国においても本市を含む指定都市の意見を踏まえて更なる検討を進めるなど、「特別市」の創設について、格別の御配慮をお願いいたします。

(参 考)

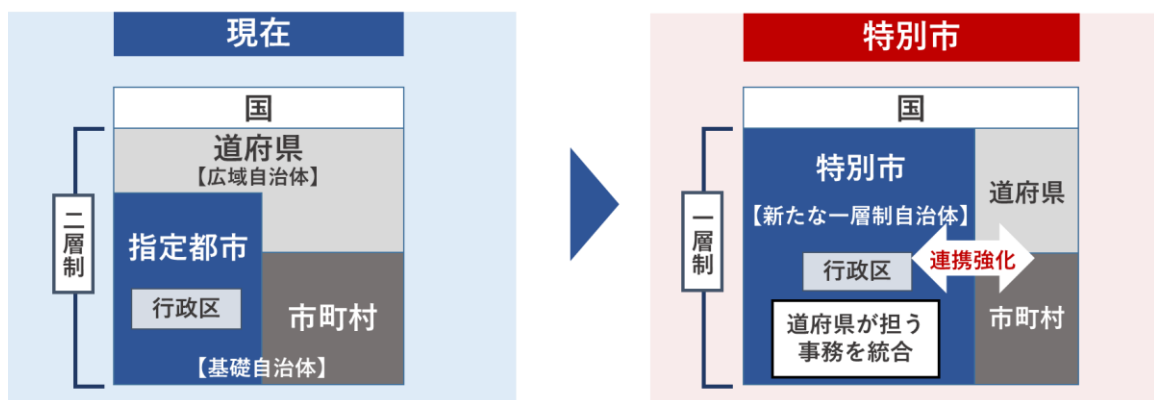
1 令和8年度 地方分権改革に関する本市提案

No.	提 案 項 目	制度の所管 関係府省庁
1	電子証明書に関する申請書等の保存期間の見直し	総務省
2	同一世帯員の代理人による署名用電子証明書の申請に係る要件緩和	総務省
3	通知カードの紛失届出、発見した旨の届出及び返納に係る事務の廃止	総務省
4	マイナンバーカードの更新に係るオンライン申請の運用改善	デジタル庁、 総務省、警察 庁
5	マイナンバーカードを紛失した旨の届出の受理状況に関する記録簿の廃止	総務省
6	マイナンバーカード更新時のマイナ免許証のオンライン申請対象者の拡大	デジタル庁、 総務省、警察 庁
7	住民票及び戸籍に関する証明書の公用請求に係る様式の記載内容の統一	総務省、法務 省
8	土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携	デジタル庁、 総務省、法務 省
9	水道事業の変更認可に係る添付書類の見直し	国土交通省

2 新たな大都市制度「特別市」について

(1) 特別市制度の概要

特別市は、現在、広域自治体として道府県が指定都市の市域において実施している事務と、基礎自治体として市が担っている事務を統合し、住民に身近な基礎自治体が一元的に担うことで、効率的かつ機動的な都市経営の実現を可能とする新たな地方自治の仕組みであり、広域自治体に包含されない一層制の地方自治体である。



(2) 特別市制度の実現による道府県との役割分担や連携による持続可能な行政サービス提供

特別市が、大都市としての豊富な地域資源等を積極的に活用し、基礎自治体同士の水平連携の中心的役割を果たすことにより、広域自治体は、特別市を中心とした圏域内の行政を特別市による水平連携にゆだね、基礎自治体同士の広域連携が困難な地域の垂直補完にそのリソースを重点化することができる。道府県と特別市がこうした役割分担を行い、特別市による水平連携及び道府県による垂直補完、さらには特別市による水平補完も視野に入れながら、それぞれの役割に注力し、人口減少等により厳しい状況下にある市町村を地域の実情に応じて機能的に支えていくことで、持続可能な行政サービスの提供に繋がることになる。

